

文書分類番号	A060
保存期間	5年

広総務第978号

平成22年12月28日

各部長・参事官  
各所属長様

警察本部長

広島県公安委員会及び広島県警察における情報公開条例審査基準の  
一部変更について（通達）

広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）に基づく行政文書の開示・不開示の決定に際しては、広島県公安委員会及び広島県警察における情報公開条例審査基準の改正について（平成22年4月30日付け広総務第347号。以下「旧審査基準」という。）により判断しているところであるが、条例の一部改正に伴い、旧審査基準の一部を変更し、別添のとおりとしたので、部下職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧審査基準は、平成22年12月31日限り廃止する。

#### 1 主な変更点

- (1) 「第2 基本事項」中、県民等に限定していた開示請求権者の箇所を削り、関連箇所を「何人も」に改める。
- (2) 「第3 不開示情報」中、「公務員等」の定義に地方公社（広島県土地開発公社，広島県道路公社，広島県住宅供給公社，広島高速道路公社）の役員，職員を加えるなど実施機関に関する箇所に地方公社を加える。

#### 2 施行日

平成23年1月1日

#### 3 留意事項

警察情報公開センター及び各警察署警務課の窓口に備付けの審査基準について確実に差し替えを行うこと。

# 広島県公安委員会及び広島県警察 における情報公開条例審査基準

平成23年1月

広島県公安委員会・広島県警察

# 広島県公安委員会及び広島県警察における情報公開条例審査基準

平成14年 1月 9日決定  
平成19年 2月14日変更  
平成22年 4月30日変更  
平成22年12月28日変更

## 目 次

第1	趣旨等	
1	趣旨	1
2	開示・不開示の判断	1
第2	基本事項	
1	開示・不開示の基本的考え方	1
2	不開示情報の取扱い	2
3	不開示情報の類型	2
4	条例第10条各号の「公にすること」	2
5	不開示情報該当性の判断の時点	3
第3	不開示情報	
1	条例第10条第1号（法令秘情報）に基づき不開示とする情報の基準	3
2	条例第10条第2号（個人情報）に基づき不開示とする情報の基準	4
3	条例第10条第3号（事業活動情報）に基づき不開示とする情報の基準	9
4	条例第10条第4号（犯罪の予防・捜査等情報）に基づき不開示とする情報の基準	12
5	条例第10条第5号（審議，検討，協議等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準	15
6	条例第10条第6号（行政執行情報）に基づき不開示とする情報の基準	17
7	条例第10条第7号（任意に提供された情報）に基づき不開示とする情報の基準	21
第4	部分開示	

1	不開示情報が記録されている場合の部分開示	2 3
2	個人識別情報が記録されている場合の部分開示	2 4
第 5 行政文書の存否に関する情報についての基準		
1	「当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるとき」	2 7
2	開示請求に係る行政文書が存在しない場合	2 7
3	「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」	2 7
第 6 代表的な文書類ごとの基準		
1	広島県公安委員会会議記録	2 8
2	会計等文書	2 8
3	警察組織の職員数に関する情報を記載した文書	3 0
4	警察署等から報告を受けた犯罪等の事件に関する報告書等	3 1
5	情報通信システムに関する情報を記載した文書	3 2
6	「訴訟に関する書類」について	3 2

## 第1 趣旨等

### 1 趣旨

警察行政の円滑な運営のためには、県民の理解と協力が何にも増して必要であり、警察行政の透明性の確保と説明責任の遂行という時代の要請にこたえる観点からも、情報の公開は重要なことである。

こうした観点から、本審査基準は、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、広島県公安委員会及び広島県警察本部長が行う行政文書の開示・不開示の決定に際して、準拠すべき条例の解釈、運用の基準・具体例を示し、もって個人情報の保護や公共の安全と秩序の維持との調整を図りながら、積極的な情報公開の推進に資することを目的としている。

### 2 開示・不開示の判断

開示・不開示の判断に当たっては、広島県情報公開条例の解釈運用基準（平成13年3月29日制定）によるほか、本審査基準により行うこととするが、その運用に当たっては、本審査基準を画一的に適用することなく、個々の開示請求ごとに当該行政文書に記載されている情報の内容に即し、かつ、条例の規定の趣旨に沿って個々具体的に判断しなければならない。

また、本審査基準で示した具体例は、あくまで代表的な情報についての判断であり、該当する事例がここに掲げたものに限定されるものではない。

## 第2 基本事項

### 1 開示・不開示の基本的考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするように努めるとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進し、もって活力に満ちた公正で開かれた県政を推進することを目的とするものであることから、保有する行政情報は原則開示との考え方に立っている。しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、条例では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る行政文書を開示しなければならないこととしている。

なお、条例第10条の規定により不開示とされる情報であっても、なお公にすることに「公益上の必要性」があると認められる場合には、裁量的

に開示ができることとされている（条例第12条）。

## 2 不開示情報の取扱い

(1) 条例は、第10条で、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていない場合の実施機関の義務について規定しており、不開示情報が記録されている場合については、明文の規定は設けていない。条例では不開示情報の範囲はできる限り限定したものとすると基本的な考え方に立っており、第12条（公益上の理由による裁量的開示）の規定により実施機関が「公益上特に必要があると認めるとき」は開示することができることの反対解釈として、「公益上特に必要があると認めるとき」以外は、開示してはならないこととなる。開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されているときの不開示情報の取扱いは、第11条に部分開示として規定されている。

(2) 不開示情報と公務員の守秘義務との関係は、条例は、行政文書における不開示情報の範囲を定めているのに対し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条の守秘義務は、公務員の職務上知り得た秘密を守るべき職員の服務規律を定めたものであり、両者はその趣旨、目的を異にするものである。

しかし、条例第10条各号に掲げる情報は、一般的には守秘義務の範囲を含むものと考えられるので、本条各号に該当しないとして開示される情報は、守秘義務の対象である秘密には当たらないものである。

## 3 不開示情報の類型

条例第10条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があります。また、例えば、ある個人に関する情報について、第2号のただし書の情報に該当するため同号の不開示情報には該当しない場合であっても、他の号の不開示情報に該当し不開示となることはあり得る。

したがって、ある情報を開示する場合は、条例第10条各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

## 4 条例第10条各号の「公にすること」

条例第10条各号で用いられている「公にすること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことを意味すると解される。

条例では、何人も、請求の理由や利用の目的を問われずに開示請求ができることから、当該開示請求者に開示する情報は、何人に対しても開示を

行うことが可能であるということの意味する。

したがって、本条各号における不開示情報該当性の判断に当たっては、開示請求者に開示することによって生じるおそれだけでなく、「公にすることにより」生じるおそれがあるか否かを判断することとしている。

#### 5 不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、「おそれ」が要件となっている不開示情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。

なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

### 第3 不開示情報

#### 1 条例第10条第1号（法令秘情報）に基づき不開示とする情報の基準

##### 【条例の定め】

法令又は条例等（以下「法令等」という。）の定めるところにより、開示することができないと認められる情報

- (1) 「法令又は条例等」とは、法律、政令、省令、その他国の機関が定めた命令、条例又はこれらの委任を受けた規則をいう。
- (2) 「開示することができないと認められる情報」とは、明文をもって開示することが禁止されているなど法令等の規定で明らかに開示してはならないことが定められている情報のほか、法令等の趣旨及び目的からみて開示することができないと明らかに判断される情報をいう。

したがって、国からの開示してはならない旨の明示の指示がある情報について、法令等の趣旨及び目的からみて明らかに開示することができないと判断することが困難な場合は、本号の適用はない。（他の不開示情報への該当の可能性の有無を考慮すること。）

##### 【法令等に定めのある情報の具体例】

- (1) 閲覧又は写しの交付が禁止されているもの

未公表著作物の著作者が開示に同意していない著作物（著作権法第18条）

なお、著作物の複製（著作権法第21条）については、同法第42条の2の規定により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができることとされている。

- (2) 目的外使用が禁止されているもの
- (3) 守秘義務が課せられているもの
- (4) 手続の非公開が定められている調停等に関するもの

## 2 条例第10条第2号（個人情報）に基づき不開示とする情報の基準

### 【条例の定め】

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

### 【条例の解釈】

(1) 「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、氏名、生年月日、年齢、住所、思想、信条、信仰、心身の状況、病歴、学歴、職歴、



資格，成績，親族関係，所得，財産の状況その他一切の個人に関する情報をいう。

したがって，個人の属性，人格や私生活に関する情報に限らず，個人の知的創作物に関する情報，組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

「個人」には，生存する個人のほか，死亡した個人も含まれる。

- (2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは，次号に規定する「事業を営む個人の当該事業に関する情報」と同じ意味であり，同号で判断することとしているので，本号の個人情報範囲から除外したものである。ただし，事業を営む個人に関する情報であっても，その事業とは直接関係がない個人情報（家庭状況等）もあり，それらは本号により開示可否の判断をするものである。
- (3) 「特定の個人が識別され，若しくは識別され得る」とは，氏名，生年月日，住所等特定の個人が当該情報から直接識別され，又は識別され得る可能性がある場合をいう。
- (4) 「他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるもの」とは，その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが，その情報と他の情報とを照合することにより，容易に特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。
- (5) 「特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは，記載されている情報のみからでは，一般的には特定の個人を識別することはできないが，作文，カルテなど個人の人格と密接にかかわる情報や特許申請をする前のアイデア，未発表の論文などのように，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。
- (6) 本号ただし書イは，法令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報を不開示とする個人情報から除くことを定めたものである。
  - ア 「法令等」とは，本条第1号の「法令等」と同じであり，法律，政令，省令，その他国の機関が定めた命令，条例又はこれらの委任を受けた規則をいう。
  - イ 「公にされている情報」とは，現在，何人も知り得る状態におかれている情報をいう。

したがって，何年も前に広く報道された事実であっても，現在は，限られた少数の者しか知り得る状態にないようなものは「公にされている情報」とはいえない。

ウ 「法令等の規定により公にされている」とは，商業登記簿に登録されている法人の役員に関する情報等のように一般に公表，閲覧等を行うことが法令等に規定されている場合をいう。

エ 「慣行として公にされている」とは，叙勲者名簿，中央省庁の職員録等のように，一般的に何人も知り得る状態に置かれている場合をいう。

オ 「公にすることが予定されている」とは，開示請求のときには公にされてはいないが，将来，公にすることが予定されている場合をいう。

- (7) 本号ただし書口は，個人の権利利益は保護されるべきであるが，人の生命，身体，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることと，不開示とすることによって保護される利益との比較衡量において，公にすることの必要性が優越していると認められる情報は，例外的に開示することを定めたものである。

なお，この項目により個人に関する情報を開示しようとするときは，条例第15条第2項の規定(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)の手續が必要となる。

- (8) 本号ただし書ハは，公務員等の職務の遂行に係る情報は，当該公務員等の個人に関する情報でもあるが，当該情報のうち，当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については，不開示とする個人情報から除くことを定めたものである。

ア ここでいう「公務員等」とは，次に掲げるものをいう。また，一般職であるか特別職であるかを問わない。常勤・非常勤職員の全てを含むものである。

(ア) 国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員

独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員も国家公務員であるが，(イ)の「独立行政法人等の役員及び職員」に含まれるので，本号ただし書ハの国家公務員からは除かれている。

(イ) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第2条第1項に規定する独立行政法人等の役員及び職員

「独立行政法人等」とは，独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人(独立行政法人，国立大学法人及び大学共同利用機関法人の全部)並びに独立行政法人等情報公開法別表第1に掲げる法人(特殊法人及び認可法人のうち同法別表第1に掲げるもの)をいう。独立行政法人等は，国と同様の公共的性格を有することか

ら，独立行政法人等の役員及び職員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は，国家公務員と同様に取り扱うこととするものである。

(ウ) 地方公務員法第 2 条に規定する地方公務員

(エ) 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人の役員及び職員

地方独立行政法人は，地方公共団体が設立し，公共的施設の設置・管理などの業務を行わせることができることとされており，その公共的性格から，地方独立行政法人の役員及び職員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は，地方公務員と同様に取り扱うこととするものである。

(オ) 地方公社の役員及び職員

地方公社は，広島県土地開発公社，広島県道路公社，広島県住宅供給公社及び広島高速道路公社をいう。

イ 「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは，公務員等が分掌する職務を遂行する場合におけるその情報をいう。

例えば，行政処分その他の公権力の行使に係る情報，職務としての会議への出席，発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また，本規定は，具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし，例えば，公務員等の情報であっても，職員の人事管理上保有する健康情報，休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり，本規定の対象となる情報ではない。

ウ 公務員等の勤務成績，勤務態度，処分歴など職員としての身分取扱いに係る情報などは，ここでいう「職務の遂行に係る情報」には当たらないものである。

エ 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については，公にした場合，公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから，私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で，ただし書イに該当する場合には例外的に開示することとしたものである。

すなわち，当該公務員等の職及び氏名が，法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている場合には，職務の遂行に係る情報について，第 2 号の八とともにイが重疊的に適用され，個人情報としては不開示とはならないことになる。慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては，人事異動の官報への掲載やその他行政機関により職名と氏名を公表する慣行がある場合，行政機関により作成され，又は行政機関が公にする意思を持って（ある

いは公にされることを前提に)提供した情報をもとに作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合には、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

オ 公務員等の職務の遂行に関する情報であっても、当該情報が他の不開示情報に該当する場合には、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については不開示とする。

#### (9) 本人からの開示請求

情報公開制度においては、開示請求者に行政文書が開示されるという仕組みでありながら、不開示情報に該当するか否かの判断に当たっては、開示請求の対象である行政文書が何人にも公開されることを前提としており、開示請求者が誰であるかは考慮されない。

したがって、本号の解釈に当たっても、特定の個人が識別され得る情報であれば、たとえ本人から、当該本人の個人情報を記録した行政文書に対する開示請求があっても、本号ただし書イからハまでの例外事項又は第12条に規定する公益上の理由による裁量的開示に該当しない限り、本号本文により不開示となるものである。

なお、その場合、本人情報については、広島県個人情報保護条例(平成16年広島県条例第53号)第9条の規定に基づき、本人が自己情報開示請求を行うことができるものである。

### 【運用の基準・具体例】

#### (1) 警察職員の氏名の取扱い

警察職員の氏名の取扱いについて、広島県警察における「慣行として氏名を公にしている」職員の範囲は、警部及び同相当職(課長補佐)以上の職員であり、警部補及び同相当職(係長)以下の職員については、従来から慣行として公にしていなかったこと、現時点において公表予定情報としていないことなどから不開示とするものである。

また、広島県公安委員会、広島県警察本部長が保有する行政文書に記載されている警察庁及び本県以外の都道府県警察の職員の氏名については、警察庁及び当該都道府県警察において氏名を公にしている慣行によって判断する。

なお、氏名を慣行として公にしている職員であっても、開示請求の対象となる行政文書に記録されている具体的な内容との関係で、氏名を開示すると当該職員又は家族に危害が加えられるおそれがあるなど条例第

10条第4号に該当する場合は、不開示とする。

(2) 被疑者（被告人）及び被害者の個人情報

犯罪事件等で被疑者（被告人）や被害者の個人情報が広報・報道されている場合の取扱いは、次のとおりとする。

ア 被疑者（被告人）の個人情報が検挙時に広報されていても、開示決定の時点において氏名、住所等個人を特定する情報（以下「氏名等」という。）が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合を除き、氏名等を部分的に不開示とし、個人が特定できない形で開示する。

被疑者（被告人）の氏名等が開示決定の時点において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合とは、次に掲げる場合等が考えられる。この場合については、警察庁及び都道府県警察が行った広報の範囲内で被疑者の個人情報を開示する。

(ア) 警察白書等警察が発行する刊行物等において被疑者の氏名等を記載している場合

(イ) 被疑者（被告人）の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

(ウ) 開示請求から開示決定までの間において、マスコミにおいて頻繁に被疑者（被告人）が特定される内容の報道がされている場合

イ 被害者の個人情報については、広報・報道されている場合であっても、原則として不開示とする。ただし、次に掲げる場合個人情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合については、警察庁及び都道府県警察が行った広報の範囲内で例外的に開示する。

(ア) 警察において国民からの情報提供を求めるため被害者の氏名等を含めた事件の広報を継続している場合

(イ) 被害者の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

ウ 上記ア及びイのただし書における個人情報の例外的開示に当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重に判断を行うこととする。

3 条例第10条第3号（事業活動情報）に基づき不開示とする情報の基準

【条例の定め】

法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体，地方独立行政法人及び地方公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし，人の生命，身体，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報を除く。

#### 【条例の解釈】

- (1) 「法人」とは，営利法人，公益法人（学校法人，宗教法人，民法第34条に基づく法人，特定非営利活動法人等），中間法人その他法人格を有する全ての団体をいう。
- (2) 「その他の団体」とは，自治会，商店会，消費者団体，青年団，PTA等であって，法人格はないが代表者等が定められているものをいう。  
国，独立行政法人等，地方公共団体，地方独立行政法人及び地方公社については，その公共的性格上本号の法人の範囲から除外し，他の不開示情報により判断することとしたものである。
- (3) 「事業を営む個人」とは，地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか，農業，林業等を営む個人をいう。
- (4) 「当該事業に関する情報」とは，営利を目的とするかどうかを問わず，事業活動に関する一切の情報をいい，事業活動と直接関係ない個人に関する情報（例えば，事業を営む個人の家庭状況等）は，本号に該当せず，本条第2号の個人情報である。
- (5) 「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは，次のような情報をいう。
  - ア 生産技術，販売，営業等に関する情報で，開示することにより，法人等又は事業を営む個人の事業活動に対し，競争上不利益を与えるおそれがあるもの
  - イ 経営方針，経理，人事，労務管理等事業活動を行う上での内部管理に関する情報で，開示することにより，法人等又は事業を営む個人の事業運営に不利益を与えるおそれがあるもの
  - ウ その他開示することにより，法人等又は事業を営む個人の名誉，社会的信用，社会的評価，社会的活動の自由等に支障があるおそれがあるもの
- (6) 正当な利益を害するかどうかは，法人等又は事業を営む個人の当該事

業の性格，規模，事業内容等に留意して，その情報を開示した場合に生ずる影響を個別具体的に慎重に検討した上で，客観的に判断するものとする。

なお，次のような情報は，「競争上の地位その他正当な利益を害する」おそれがあるとはいえず，公にすることができるものである。

ア 法令等の規定により，何人でも閲覧，縦覧等ができる情報（閲覧，縦覧等を当事者又は利害関係者のみに認めているものは含まない。）

イ 実施機関が公表することを目的として作成し，又は取得した情報

ウ 法人等又は事業を営む個人がPR等のために自主的に公表した情報  
ただし，開示可否の判断において，実施機関が当該情報を合理的に認識している場合に限る。

- (7) 本号ただし書は，法人等又は事業を営む個人の事業活動により，人の生命，身体，健康，生活又は財産への危害等が現に生じているか，又は危害等が将来生じることが予測される状態が存在している場合には，このような危害等から人の生命，身体，健康，生活又は財産を保護するために開示することが必要であると認められる情報が記録されている行政文書は，開示しなければならないとする趣旨である。

なお，法人等又は事業を営む個人の事業活動が違法又は不当であるか否かは問わない。

- (8) 本号ただし書の適用に当たっては，人の生命，身体，健康，生活又は財産の保護のため必要な範囲とはいえ，法人等又は事業を営む個人に不利益を与えることとなるので，実施機関は，当該不利益と開示することによる利益とを慎重に比較して，適正な判断をしなければならない。

なお，開示しようとする場合には，条例第15条第2項の規定（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の手続が必要となる。

#### 【運用の基準・具体例】

- (1) 営業活動を行っている法人等については，業者名，代表者名，所在地名，電話番号等は開示する。また，当該営業活動を行っている法人等の取引金融機関口座，業者印，代表者印，検査印等については，当該法人等がこれらの情報を内部限りにおいて管理して，開示すべき相手方を限定する利益を有する情報として管理していると認められない限り，開示する。
- (2) 入札に関する文書及び有資格者名簿等のうち，入札予定者又は応札者の経営内容，業務実施能力又は評価結果を記載した部分については，本号に該当し不開示とする。

また、承認図、取扱説明書等の文書中、落札業者の技術力、保守・保全体制を記載した部分についても、本号に該当し不開示とする（なお、重疊的に条例第10条第4号（犯罪の予防・捜査等情報）に該当する場合があります。）。

#### 4 条例第10条第4号（犯罪の予防・捜査等情報）に基づき不開示とする情報の基準

##### 【条例の定め】

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

##### 【条例の解釈】

- (1) 「犯罪の予防」とは、刑事犯であると行政犯であるとを問わず、社会秩序の維持一般を目的として、犯罪の発生を予防することをいい、具体的には、犯罪に巻き込まれるおそれのある者の保護、少年補導による不良化の防止、窃盗犯等についての防犯指導などの措置をいう。  
したがって、犯罪を誘発するおそれのある情報は、犯罪の予防の見地から、不開示とするものである。
- (2) 「鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防ぎ、又は犯罪が発生した後に、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。
- (3) 「捜査」とは、刑事訴訟法の規定に基づいて行う犯人の所在の発見などの捜索や、証拠の収集・保全などの活動をいい、内偵活動等も含まれる。
- (4) 「公訴」とは、裁判所に対し、特定の犯罪事実について、特定の被告人の犯罪の判決を求める検察官の意思表示をいい、「公訴の維持」とは、証拠により有罪を立証する活動を行うことをいう。
- (5) 「刑の執行」とは、裁判の意思表示を国家の実力行為によって実現することで、死刑、懲役、禁錮、拘留、罰金、科料又は没収を執行することをいう。
- (6) 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧、捜査活動等のほかに、これらには該当しないが、平穏な市民生活、社会の風紀又はその他の公共の秩序を維持するために必要な警察活動で、社会生活に必要な法規等ルールが害されないよう保護し、それに対する障害を除くことをいう。



刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により，捜索・差押え，告発等が規定され，犯罪の予防・捜査とも関連し，刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査，独占禁止法違反の調査等や，犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制，暴力団員による不当な行為の防止，ストーカー行為等の規制に関する法律（平成12年法律第81号）に基づくつきまとい等の規制，強制退去手続に関する情報であって，公にすることにより，公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは，本号に含まれる。

また，公にすることにより，テロ等の人の生命，身体，財産等への不法な侵害や，特定の建造物又はシステムへの不法な侵入，破壊を招くおそれがあるなど，犯罪を誘発し，又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者，被告人の留置，勾留等に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も，本号に含まれる。

一方，風俗営業等の許認可，交通の規制，運転免許証の発給，感染症予防，食品，環境，薬事等の衛生監視，建築規制，災害警備など一般に公にしても犯罪の予防，鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については，本号ではなく，第6号の行政執行情報に関する不開示情報の規定により開示・不開示が判断されることになる。

- (7) 「支障を及ぼすおそれがある」とは，公共の安全と秩序の維持のための警察活動が阻害され，若しくは適正に行われなくなり，又はその可能性がある場合をいう。
- (8) 「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは本号に該当する情報については，その性質上，開示又は不開示の判断を行うに当たり，高度の専門的・技術的な判断が求められることが想定されることから，実施機関の第一次的な判断を尊重し，その判断が合理性を持つものであると認められるかどうかを審査・判断するものであることを示す趣旨である。

このように，実施機関の第一次的な判断は尊重されとしても，これは，実施機関の裁量が無制限に認められるものではない。あくまでも合理性があると認められる範囲内のものでなければならないのである。

#### 【運用の基準・具体例】

- (1) 広島県公安委員会及び広島県警察本部の保有する情報の中で本号に該

当すると思われる代表的な類型

ア 現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、公にすることにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で、公にすることにより当該活動に支障を生じるおそれがあるもの

ウ 公にすることにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報

エ 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれがあるもの

オ 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの

カ 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、公にすることにより当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報

キ 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、公にすることにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるもの

ク 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、公にすることにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれがあるもの

(2) 行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の一般的に公開しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、本号の対象とはならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ本号の対象から除外されるものではなく、風俗営業法違反事件や道路交通法違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば、本号に該当し、不開示とする。

(3) 警備実施等に関する情報

警衛若しくは警護又は治安警備（災害警備及び雑踏警備を除く警備

活動をいう。以下「警備実施等」という。)については，従事する警察職員の数及び配置，通信に関する情報，警備実施等のために体制を構築した時期及びその期間に関する情報は，これを公にすることにより，警察の対処能力が明らかになり，要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置をとるなどにより警備実施等に支障を及ぼすおそれがあることから，本号に該当し不開示とする。

これらの情報は，当該警備実施等の終了後であっても，テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究，分析することにより，将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり，将来の警備実施等業務に支障を及ぼすおそれがある場合には，不開示とする。

なお，サミット警備に従事する延べ人数等警察庁又は都道府県警察において広報された情報は開示する。

#### 5 条例第10条第5号（審議，検討，協議等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

##### 【条例の定め】

県の機関並びに国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人及び地方公社の内部又は相互間における審議，検討，協議，調査研究等に関する情報であって，公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

##### 【条例の解釈】

- (1) 「県の機関」とは，県の全ての機関をいい，執行機関（知事，教育委員会，公安委員会等），議会及びこれらの補助機関（職員）のほか，県の附属機関も含むものである。

「国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人及び地方公社」とは，国，独立行政法人等，他の都道府県，市町村等の地方公共団体（地方自治法第1条の3），地方独立行政法人及び地方公社をいう。

- (2) 「県の機関並びに国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人及び地方公社の内部又は相互間」とは，次のような場合をいう。

ア 県の機関の内部

イ 県の機関の相互間（知事部局と行政委員会の相互間）

ウ 県の機関と国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人又は地方公社の相互間

エ 国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人又は地方公社の内部

オ 国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人又は地方公社の相互間

(3) 「審議，検討，協議，調査研究等に関する情報」には，各機関の内部又は相互間における会議，打合せ，意見交換，意見調整，相談など，審議，検討，協議，調査研究等の名称が用いられていないものも含まれる。また，行政内部における審議，検討，協議，調査研究等に直接使用する目的で作成し，又は取得した情報や，審議等の前提として行われた調査研究において作成し，又は取得した情報のほか，これらの審議等に関連して作成し，又は取得した情報も含まれる。

(4) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすおそれ」のある情報とは，次のようなものである。

ア 公にすることにより，外部からの圧力，干渉等によって率直な意見の交換が不当に妨げられたり，中立的な意思決定ができなくなるもの

イ 未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報であって，公にすることにより，県民に不正確な理解や誤解を与えるなど，不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの

ウ 公にすることにより，特定の者に不当に利益を与え，又は不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 「不当に」とは，審議，検討，協議，調査研究等に関する情報の性質に照らし，検討段階の情報については，公にすることによる利益と公にすることによって生じる支障とを比較衡量した上で，公にすることの公益性を考慮しても，なお，その支障が重大で放置することができない程度のものである場合をいうものである。

(6) 意思決定後の取扱い等

審議，検討等に関する情報については，行政機関としての意思決定が行われた後は，一般的には，当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから，本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが，当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であ

ったり，当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議，検討等の過程が重層的，連続的な場合には，当該意思決定後であっても，政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。また，当該審議，検討等に関する情報が公になると，審議，検討が終了し意思決定が行われた後であっても，国民の間に混乱を生じさせたり，将来予定されている同種の審議，検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば，本号に該当し得る。

なお，審議，検討等に関する情報の中に，調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合，例えば，当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的，科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば，一般的に本号に該当する可能性が低いものと考えられる。

#### 6 条例第10条第6号（行政執行情報）に基づき不開示とする情報の基準

##### 【条例の定め】

県の機関又は国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人若しくは地方公社が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査，検査，取締り，許可，認可，徴税又は試験に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約，入札，交渉，渉外又は争訟に係る事務に関し，国，独立行政法人等，地方公共団体，地方独立行政法人又は地方公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業，独立行政法人等，地方独立行政法人又は地方公社に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

##### 【条例の解釈】

(1) 本号の趣旨

本号は、公にすることにより、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方公社が行う各種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は不開示とすることを定めたものである。

公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして本号イからホまでに掲げているものは、支障を及ぼすおそれがあるものの典型的な例を列挙したものである。したがって、その他の事務又は事業に関する情報についても、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として本号の対象となるものである。

本号と本条第5号（審議，検討，協議等に関する情報）との相異は、本条第5号は内部的な審議等に関する情報であるのに対して、本号は事務又は事業の執行に関する情報であるというところにある。

- (2) 本号には、県の機関が行う事務又は事業に関する情報に限らず、その内容、性格等が同様である国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社が行う事務又は事業に関する情報も含むものである。
- (3) 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業の内容に直接かかわる情報に限定するのではなく、当該事務又は事業の実施に影響を与えることが想定される関連情報を含むものである。
- (4) 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の性質に照らして保護に値する場合についてのみ不開示にすることができることを明確にする趣旨である。
- (5) 「当該事務又は事業」とは、現在行われている事務又は事業のことをいうものであるが、監査、検査、試験等のように同種の事務又は事業が継続し、又は反復して行われる場合、当該情報を公にすることが将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合にも、本号を適用することを否定するものではない。
- (6) 本号は、一般的に「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかの判断に当たっては、実施機関に広範な裁量を与えるものではない。

「適正」かどうかを判断するに当たっては、公益上の開示の必要性も考慮されることから、事務又は事業に関する情報を公にすることによってもたらされる利益と公にすることによって生じる支障とを比較衡量しなければならない。その結果として適正な遂行に支障を及ぼすおそれを

判断するものである。

「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要である。

「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならない。

(7) 「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある情報とは、次のようなものである。

ア 公にすることにより、当該事務又は事業の実施の意味を喪失するもの

イ 公にすることにより、経費が著しく増大することになるもの

ウ その他公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(8) 本号イからホまでに掲げる事務事業については、次のとおりである。

ア 本号イの「監査，検査，取締り，許可，認可，徴税又は試験」とは、指導監査，立入検査，漁業取締り，各種の許可・認可，税務調査，試験の実施等の事務をいう。

「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ」のある情報としては，監査等の方針，内容等に関する情報や入学試験，採用試験，資格試験等の試験の問題等が該当する。

イ 本号ロの「契約，入札，交渉，涉外又は争訟」は，県又は国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人若しくは地方公社が当事者になる用地買収，各種契約等に限定される。

「国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人又は地方公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」のある情報としては，契約等の方針，内容等に関する情報が該当する。

「交渉，涉外」とは，相手方との話し合いによる取決めを行うことをいい，損失補償，損害賠償等に係る交渉，労務交渉，土地等の売買に係る交渉などをいう。

「争訟」とは，行政不服審査法に基づく不服申立て，訴訟等をいう。

ここに掲げる項目については，公にすることによって生じる支障が「不当」と判断できる場合に例外的に不開示とするものである。つまり，支障が重大で，不開示とすることに合理性が認められる場合などに限定されることになる。

ウ 本号八の「調査研究」とは、大学、研究所、試験研究機関等において行われる各種調査、品種改良等の研究、各種試験等を主として念頭に置いたものである。

ここに掲げる項目については、公にすることによって生じる支障が「不当」と判断できる場合に例外的に不開示とするものである。つまり、支障が重大で、不開示とすることに合理性が認められる場合などに限定されることになる

なお、一般の実施機関が行う企画立案に際しての調査研究に係る情報については、一般に本条第5号（審議、検討、協議等に関する情報）の適用の有無の問題となる。

また、本号イ、ロ、ニ及びホについても、それぞれ調査研究の事務があると考えられるが、例えば、取締りのための調査は本号八ではなく本号イに、契約のための調査は本号八ではなく本号ロに該当する。

エ 本号二の「人事管理」とは、職員の採用、異動、退職、給与等の人事に関する事務をいう。これらの事務に関する情報の中には、公にすることによって、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものが多いことから規定したものである。

オ 本号ホの「国若しくは地方公共団体が経営する企業」とは、国営企業又は地方公営企業法の適用がある事業をいう。本県の場合、県が経営する工業用水道事業、水道用水供給事業、土地造成事業、病院事業等が該当する。これらの事業に関する情報を本条第3号（事業活動情報）の規定に含めず、本号の問題として処理することとしたのは、国営企業、地方公営企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公社の事業の場合、本条第3号の情報と基本的に共通する部分があるものの、特に国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公社が経営していることに照らして県民に対する説明の責務の観点を重視した判断が必要となるためである。

#### 【運用の基準・具体例】

本号に該当する代表的な情報の例は、上記(8)に記載されているとおりであるが、公安委員会及び警察本部長において特記すべきものとしては、次のものがある。

##### (1) 試験問題

警察本部における昇任試験問題、警察学校における試験問題等については、実施前は不開示とする。実施後も、公にすると、類似の問題の作成を避ける配慮が必要となり、試験問題作成作業に支障が生じるおそれ



がある場合には、不開示とする。また、試験問題の内容によっては、条例第10条第4号の「犯罪の予防・捜査等情報」に該当する場合もある。

(2) 検定の実施基準

警備業法（昭和47年法律第117号）の規定に基づく警備員等の検定や銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の規定に基づく技能検定等の実施基準のうち、採点の基準及びその内容に関する情報であって、公にすることにより検定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものは、本号に該当するものである。

(3) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの

（例）懲戒処分について、その適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報

7 条例第10条第7号（任意に提供された情報）に基づき不開示とする情報の基準

【条例の定め】

実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当該情報が提供された当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

【条例の解釈】

(1) 本号は、法令等の規定に基づく義務としてではなく、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意の協力により提供された情報という情報の性質に着目し、本条第6号（行政執行情報）とは別に不開示情報として設けたものである。

(2) 本号が「実施機関の要請を受けて」という要件を設けているのは、法人等又は個人が、実施機関からの要請がないのに、自己に有利な政策決定を求めるための資料を実施機関に提供したような場合の不開示約束は保護に値しないと考えられるからである。

実施機関が行政事務を行う上で必要であるため、法人等又は個人に依頼した場合に限って、不開示約束条項の保護対象とするものである。

実施機関に当該情報の提出を求める法的権限があるにもかかわらず、

行政指導により情報を提出させた場合は、本号に該当しない。

- (3) 「公にしないとの条件」は、実施機関が情報の提供者から情報の提供を受ける際に、提供者から公にしない旨の明示の条件が付されているものをいう。

この場合には、「公にしないとの条件」を法人等が一方的に付しただけでは本号に該当せず、あくまでも実施機関が当該条件を了承していることが必要である。

- (4) 「任意に提供されたもの」とは、法令等の根拠に基づかないで、相手方の協力等により実施機関に提供された情報をいう。

- (5) 「法人等又は個人における通例として」とは、当該法人等又は個人そのものではなく、当該法人等又は個人が属する業界、業種等の通常の慣行に照らして判断することを意味する。したがって、当該法人等又は個人が不開示とすることが通例であると主張しさえすれば足りるわけではなく、客観的にみて、当該法人等又は個人が属する業界、業種等において、公にしないとする慣行が存在するかを判断することになる。

- (6) 「当該情報が提供された当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」とは、公にしないとの条件が付された時点における諸事情を基本にして不開示の条件を付すことの合理性を判断することを意味しているが、他方、その後の事情の変更を勘案する余地も残す趣旨である。したがって、公にしないとの条件で任意に提供された情報であっても、その後、公にすることについて提供者の合意が得られた場合や提供者が自ら公にした場合などには、その後の事情の変更を考慮して開示する余地が生じることになる。すなわち、この要件のもとで公にしないとの約束の合理性が審査され、不合理な約束は保護されないことになる。

- (7) 本号ただし書は、本号本文にいう任意に提供された情報であっても、人の生命、身体、健康、生活又は財産に対する危害等が現に生じているか又は危害等が将来生じることが予測される状態が存在している場合には、このような危害等から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要であると認められる情報が記録されている行政文書は開示しなければならないとする趣旨である。

なお、本号ただし書の規定によって開示しようとする場合には、条例第15条第2項の規定（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の手續が必要となる。

## 第4 部分開示

### 【条例の定め】

- 第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、当該行政文書の開示をしなければならない。
- 2 開示請求に係る行政文書に前条第2号に該当する情報（特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

### 【条例の解釈】

- 1 不開示情報が記録されている場合の部分開示（第1項）
- (1) 「開示請求に係る行政文書に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合」
- 一件の行政文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに、第10条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不開示情報に該当する情報がある場合を意味する。
- 開示請求は、行政文書単位に行われるものであるため、第10条では、行政文書に全く不開示情報が記録されていない場合の開示義務を定めているが、本項の規定により、実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。
- (2) 「開示請求の趣旨を損なわない程度」
- 開示しない部分を除いて開示した場合であっても、開示請求の趣旨の全部又は一部を充足できることをいう。
- 「開示請求の趣旨」は、原則として開示請求書の記載事項から判断するが、判断し難い場合には、必要に応じ開示請求者に確認するものとする。
- (3) 「容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することが

できるとき」

ア 当該行政文書のどの部分に不開示情報が記録されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

「分離」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けし、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容がわからないように墨塗り、被覆等を行い、行政文書から物理的に除去することを意味する。

例えば、文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を分離することは困難である。また、録音されている発言内容自体には、不開示情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

イ 文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り、再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

なお、部分開示の作業に多くの時間と労力を要することは、容易に、分離することが困難であるということにはならない。

一方、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、分離することの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に分離することができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に分離することができない場合」に該当する。

また、不開示情報を除くと開示される部分に記録されている情報の意味が読み取れず、単なる記号、文字、数字等の集まりや羅列となるような場合は、「開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができる」と当たらない。

## 2 個人識別情報が記録されている場合の部分開示（第2項）

(1) 「開示請求に係る行政文書に前条第2号に該当する情報（特定の個人

が識別され、又は識別され得るものに限る。)が記録されている場合」  
ア 第1項の規定は、行政文書に記録されている情報のうち、不開示情報ではない情報の記載部分の開示義務を規定しているが、ひとまとまりの不開示情報のうちの一部を削除した残りの部分を開示することの根拠条項とはならない。

個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分(例えば、氏名)とその他の部分(例えば、当該個人の行動記録)とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。他の不開示情報の類型は各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の大きさをとらえることができるのとは、その範囲のとらえ方を異にするものである。

このため、第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

イ 「特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(条例第10条第2号本文の後半部分)については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないので、他の不開示情報の類型と同様に不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示することとなるためである。

(2) 「当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかがわからなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不相当であると認められるものもある。例えば、カルテ、作文など個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未発表の研究論文など開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限って、部分開示の規定を適用することとしている。

(3) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、

前項の規定を適用する。」

第1項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、第10条第2号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うことになる。したがって、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に分離することができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

なお、個人を識別することができる要素は、第10条第2号イからハまでのいずれかに該当しない限り、部分開示の対象とならない。

## 第5 行政文書の存否に関する情報についての基準

### 【条例の定め】

第13条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

### 【条例の解釈】

本条は、行政文書の存否を明らかにできない情報の取扱いについて定めたものである。開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、県の機関又は国等の機関が行う事務事業に支障を及ぼすことがある。そこで、本条は、行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否できる場合を例外的に規定したものである。

本条は、行政文書が存在するとしても明らかに開示することができないと判断される場合に限定して、実際には行政文書が存在しない場合も含め、開示請求を拒否するものである。したがって、実施機関の職員は、開示請求を受け付ける窓口で、この規定を適用する可能性があるような開示請求の相談を受けた場合は、本条の趣旨にかんがみ、その場で行政文書の存否を明らか

にしないよう留意するなど、慎重な対応をする必要がある。

- 1 「当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるとき」

開示請求に係る文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該行政文書の存否を回答できない場合もある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該行政文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、第10条各号の不開示情報の類型全てについて生じ得ると考えられる。

具体的には、次のような例が考えられる。

- (1) 特定の個人の前科、前歴に関する情報（第2号）
  - (2) 特定の個人の病歴に関する情報（第2号）
  - (3) 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第3号）
  - (4) 犯罪の内偵捜査に関する情報（第4号）
  - (5) 公にされていない捜査手法や装備資機材に関する情報であって、その存在が公にされると犯罪者が対抗手段を取り、犯罪の予防又は捜査に支障が生じるおそれがある場合（第4号）
  - (6) 買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定物質に関する政策決定の検討状況の情報（第5号）
  - (7) 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第6号）
- 2 開示請求に係る行政文書が存在しない場合

この場合であっても、本条の規定により存否を明らかにすることができない行政文書については、不存在決定とするのではなく、存否応答を拒否することとなる。

- 3 「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、広島県行政手続条例（平成7年広島県条例第1号）に基づき、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった行政文書の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示するこ

とになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになる。

## 第6 代表的な文書類ごとの基準

### 1 広島県公安委員会会議記録

広島県公安委員会会議記録は、原則として開示するが、記載内容中に条例第10条各号に掲げる不開示情報がある場合には、当該情報は不開示とする。

不開示となる情報として、次のような例が考えられる。

- (1) 特定の犯罪組織に対する取締りの方針等公にすることにより、発言した委員長又は委員その他の会議出席者の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報（条例第10条第4号）
- (2) 委員長又は委員の発言内容や氏名を公表することにより、外部からの圧力等により今後の広島県公安委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、当該発言内容又は氏名（条例第10条第5号）

### 2 会計等文書

#### (1) 不開示情報該当性の判断について

会計等文書に係る不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。

#### (2) 共通項目

##### ア 警察職員の氏名等の個人情報について

会計等文書における警察職員の氏名等の個人情報の取扱いは、本審査基準（条例第10条第2号関係）によるほか、次による。

- (ア) 職員の住所、金融機関口座等特定の個人を識別することができる情報は、全ての職員について不開示とする。
- (イ) 職員番号は、当該職員に付された固有の番号であるので、個人を識別させ得るものとして不開示とする。



## イ 警察との取引業者等について

会計等文書における警察との取引業者に係る情報の取扱いは、本審査基準（条例第10条第3号関係）によるほか、取引業者を特定する情報であって、公にすることにより、犯罪捜査等の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められるものや、当該業者又は業者の施設に対し危害や妨害活動が加えられるおそれがあると認められるものについては、条例第10条第4号（犯罪の予防、捜査等情報）に該当し、不開示とする。

### (ア) 取引業者

警察庁舎に出入りする業者を明らかにすれば、警察の保有する情報を察知したり、庁舎の安全を脅かしたりすることが可能となり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報は、不開示とする。

### (イ) 特殊な装備品又は納入業者

特殊な装備品又は納入業者（以下「装備品等」という。）については、その装備品等を明らかにすると、その装備品等の性能等が判明し、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとして不開示にできる場合もあると考えられる。どのような装備品等がこれに該当するかについては、個別の事案に応じて検討するものとする。

### (ウ) その他

以上のほか、個別の事情によっては、犯罪捜査等の警察活動の遂行という観点から業者名を明らかにできない場合や、業者に対する嫌がらせや報復が懸念される場合もあり得る。このようなおそれがあると認められる場合には、犯罪の予防・捜査等に関する情報として業者名を不開示にすることが可能であると考えられる。

## (3) 個別業務

### ア 旅費について

旅費の支出に関する会計文書については、個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれ（条例第10条第4号）がないと認められるものは、開示する。ただし、条例第10条第2号（個人情報）に該当する部分を除く。

一般に、継続中の犯罪捜査等に伴う旅費の支出関係文書を公にすると、犯罪捜査等の動向が明らかとなり、犯罪者にこれを察知され、証拠隠滅や逃亡を図られるなどにより、現在又は将来の犯罪捜査等の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、不開示とする。

また、終結した犯罪捜査等については、これに伴う旅費の支出関係

文書を明らかにしても直ちに犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないが、捜査体制や捜査手法が判明し将来の犯罪捜査等の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、個別の事情を検討して判断する必要がある。

なお、旅費の開示・不開示を検討するに際しては、旅費の支出科目の別に応じて一律に決めるのではなく、個々の旅行の目的・実態等に照らし、公にすることにより個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれがあるか否かによって判断しなければならない。

#### イ 報償費（捜査費）について

##### (ア) 個別の執行に係るもの

捜査費の個別の執行に係るものは、情報提供者等の捜査協力が特定されて危害が加えられたり、今後の協力が得られなくなるおそれがあることから、原則として全て不開示（警察職員氏名、支払相手方、支払年月日、支払事由、支払金額等）とする。

##### (イ) 捜査費支出額に係るもの

所属別捜査費支出額の総額（月別・年別）については、開示する。

#### ウ 食糧費について

(ア) 会議等に係る食糧費等の支出に関する文書については、個人に関する情報を除いて、原則として開示する。

(イ) 上記(ア)の例外として、捜査会議等警察活動に関する情報交換のための会議開催に伴う食糧費等の執行に関する文書であって、公開することにより警察活動の動向が判明し、犯罪捜査等の個別の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる部分があるときは、その部分は不開示とする。

#### エ 入札関係文書の予定価格について

各種入札に係る予定価格で、公表することによって他の契約の予定価格を類推させ、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれがある場合には、条例第10条第6号（行政執行情報）に該当し、不開示とする。

#### オ 職員宿舎の所在地について

職員宿舎の所在地に関する情報については、公にすることにより、当該宿舎に対する不法行為がなされ、又は、当該宿舎に居住する職員等に危害が加えられるおそれがあることから、条例第10条第4号（犯罪の予防・捜査等情報）に該当し、不開示とする。ただし、市区町村名までは開示する。

### 3 警察組織の職員数に関する情報を記載した文書

#### (1) 基本的考え方

警察庁及び都道府県警察の職員数に関する情報は、原則として開示する。ただし、公にすることにより、極左暴力集団等犯罪を敢行しようとする勢力に関する情報の収集又はテロ行為等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害への対処についての警察の能力が明らかになり、犯罪を企図する者が、これらの能力の不備な部分を突くなどの対抗措置を講じることにより、その犯罪の実行を容易にするおそれがあるものについては、不開示とする。

#### (2) 広島県警察の職員数に関する情報

広島県警察の定員・現在員、階級別定員及び部門別配置基準に係る情報は、開示する。

### 4 警察署等から報告を受けた犯罪等の事件に関する報告書等

#### (1) 内偵捜査（秘密裡に実施している捜査をいう。）中の事件に関する報告書等

個別事件に関して内偵捜査を行っている事実自体が公にされると、以後の捜査に支障を生じることから、内偵捜査中の事件に関する報告書は、その件名も含め、原則として不開示とする。

なお、開示請求の態様によっては、行政文書の存否に関する情報となる。（第5の1の(4)参照）

#### (2) 内偵捜査中の事件以外の事件に関する報告書等

##### ア 個人情報について

本審査基準第3の2（条例第10条第2号（個人情報）関係）及び第3の4（条例第10条第4号（犯罪の予防・捜査等情報）関係）等に従って対応する。

##### イ 個人情報以外について

今後の犯罪捜査に支障を生じるおそれがある場合等、条例第10条各号の不開示事由に該当するか否かを個別に判断する。

不開示事由のうち、条例第10条第4号（犯罪の予防・捜査等情報）に該当する例として考えられるものに次のものがある。

(ア) 犯行の内容のうち、未だ社会一般に知られていない特異な犯罪手口等、公にすることにより同種事案を誘発又は助長するおそれがある情報

(イ) 公にすることにより公判の維持に支障を及ぼすおそれがある事実関係

(ウ) 未だ公にされていない捜査手法であって、開示すると警察が行う捜査の手の内を知られ、犯罪者に対抗措置をとられるおそれがあるもの

(エ) 具体的な事件（現に捜査を継続している事件に限る。）の捜査の方針、体制（具体的な任務ごとの班編制、人数、捜査活動現場における配置箇所等をいう。）に係る情報であって、公にすると被疑者に警察の動きを察知され、逃走、証拠隠滅等のおそれがあるもの又は捜査の方針、体制に係る情報であってそのパターンを把握されることにより、将来の同種事案の捜査について犯罪者があらかじめ対抗措置をとるおそれがあるもの

なお、警察が広報を行った情報は、広報を実施した時点において、これらの不開示事由に係る捜査等の支障のおそれが相対的に低いと判断されたものであり、また、開示請求の時点においても公知の事実となっている可能性があるなど、開示・不開示の判断に影響を与える要素の一つである。

## 5 情報通信システムに関する情報を記載した文書

### 情報セキュリティ対策に関する情報

情報通信システムのウイルス対策装置、暗号化装置、侵入検知装置等、情報セキュリティ対策の内容が特定できる情報については、公にすることにより、当該システムの防御能力等が判明し、犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあることから、条例第10条第4号（犯罪の予防・捜査等情報）に該当し、不開示とする（なお、重疊的に条例第10条第6号（行政執行情報）にも該当する場合があります。）。

## 6 「訴訟に関する書類」について

### (1) 基本的考え方

捜査の過程で作成される捜査報告書、供述調書等の捜査書類については、条例第17条（他の制度等との調整）第3項により、「刑事訴訟に関する書類及び押収物」については、条例の規定は適用されないこととされている。この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されていることから、刑事訴訟法の制度に委ねることとしたものと解される。

条例の適用除外とされる「刑事訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、一般に、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であると解されている。手続関係書類

であると証拠書類であるとを問わないし，意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また，裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず，検察官，司法警察員，弁護人その他の第三者の保管しているものも含まれる（立花書房「注釈刑事訴訟法〔新版〕第一巻」，青林書院「大コンメンタール刑事訴訟法第一巻」）。

(2) 送致・送付前の訴訟に関する書類

未だ送致又は送付を行っていない書類についても，いずれは送致等され，刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）の制度内で公開・非公開の取扱いがなされる機会があり得るため，条例の適用除外となる。

(3) 訴訟に関する書類の写し

訴訟に関する書類の写しについては，実質的に原本と同様のものであり，刑事訴訟法等の制度内における開示・不開示の判断，開示手続等に服させることが妥当であることから，条例の適用除外となる。

(4) 行政文書に添付された訴訟に関する書類の写し

訴訟に関する書類の写しが，行政文書に添付されている場合であっても，実質的に当該訴訟に関する書類の写しは，その原本と何ら変わらぬ形式，体裁を保っていることから，当該行政文書と一体のものとはみなされず，条例の適用除外となる。

ただし，訴訟に関する書類の写しが加工されるなどした結果，原本の形式，体裁を失った状態で添付されている場合には，当該行政文書と一体のものとみなされることから，条例の適用対象となる。